



# 2019年 JMRC関東 ダートトライアルフェスティバル

JAF公認 準国内競技  
クローズド競技(併設開催)

## 特別規則書

### 公示

本競技会は一般社団法人日本自動車連盟（J A F）公認のもとに国際自動車連盟（F I A）の国際モータースポーツ競技規則に準拠したJ A F国内競技規則及び同付則、ならびにスピード競技開催規定及び本競技会特別規則書により準国内規格およびクローズド規格で開催される。

開催日程 2019年12月8日（日）

開催場所 オートランド千葉

オーガナイザー ARFA

大会運営 JMRC関東ダートトライアル部会

競技運営 JMRC千葉ダートトライアル部会

第1条 大会名称  
2019年JMRC関東ダートトライアルフェスティバル

第2条 競技種目  
JAF公認ダートトライアル

第3条 格式  
JAF公認準国内競技（クローズド競技併設）

第4条 開催日  
2019年12月8日（日）

第5条 開催場所  
オートランド千葉

第6条 オーガナイザー  
ARFA 代表者：星野 悟  
〒947-0051 新潟県小千谷市三仏生3993-4 吉野屋商店内

第7条 大会役員  
大会会長 齋藤 健一（JMRC千葉・運営委員長）  
同副会長 公式プログラムに掲載

第8条 大会組織委員会  
組織委員長 星野 悟（JMRC関東ダートトライアル部会長）  
組織委員 都県支部のダートトライアル部会長  
（公式プログラムに掲載）

第9条 大会審査委員会  
審査委員長 福本 義朗  
審査委員 坂本 光

第10条 競技委員  
競技長 石井 博（副）梅沢 三朗  
コース委員長 原田 晃一（副）新名 孝雄  
計時委員長 木原 孝仁（副）服部 恒雄  
技術委員長 小池 克弘（副）石井文雄  
救急委員長 宮崎 秀樹  
事務局長 関口 公二

第11条 参加車両  
本競技に参加できる車両は、2019年度国内競技車両規則『第3編  
スピード車両規定』に適合した車両とする。

第12条 参加クラス及びクラス適合車両等の区分  
【JAF公認部門】  
\*全ての過給装置付きエンジンは排気量に対し1.7倍とみなす。  
\*全ての車両は、J A Fスピード車両規定に準じた6点式以上の  
ロールバーの装着を義務付ける。  
\*全ての車両は、4点式以上の安全ベルトの装着を義務付ける。  
\*SCおよびD車両について、触媒装置の装着を義務付ける。  
N1500&PN1 気筒容積1,500cc以下の2輪駆動のN車両で排ガス  
規制平成12年規制以降の適合車両、および気筒容  
積1,600cc以下の2輪駆動のPN車両および全てのAE  
車両とする。  
PN2&PN3 気筒容積1,600ccを超える2輪駆動のPN車両のうち、  
FIA/JAF公認発行年またはJAF登録年が2012年1月  
1日以降の車両とする。  
N-1 2輪駆動N車両及び気筒容積1,600cc以下の4輪駆動のN車両  
N-2 気筒容積1,600ccを超える4輪駆動のN車両  
S-1 2輪駆動のSA,SAX,SC車両とする。  
S-2 4輪駆動のSA,SAX,SC車両とする。  
D 気筒容積制限無しのD車両とする。

【クローズド部門】  
\*全ての車両は、4点式シートベルト及び6点式以上のロール  
バーを義務付ける。  
CL-1 気筒容積に制限無しの後輪駆動のAE, N, B, SA, SAX, SC, D車両  
CL-2 気筒容積に制限無しの前輪駆動のAE, N, B, SA, SAX, SC, D車両  
CL-3 気筒容積に制限無しの前輪駆動のAE, N, B, SA, SAX, SC, D車両

第13条 参加資格(競技運転者)  
1. 公安委員会発給の普通自動車運転免許以上の所持者である  
こと。  
2. 公認部門参加者はJAF発給の競技運転者許可証（2019年度国  
内B以上）の所持者とする。  
3. クローズド部門はJAFライセンス未所持者、またはライセン  
ス所持者であってもJAF地方選手権以上の競技参加実績が少  
ない者（組織委員会が認めた者）が参加出来るものとする。  
4. 満20才未満の競技運転者は、参加申込に際し親権者の承諾書  
をオーガナイザーに提出しなければならない。

第14条 参加制限  
1. 参加受付台数は、100台までとする。  
2. 同一競技運転者は、1クラスのみ参加が許される。  
3. 同一車両による3名までの参加を認める。  
クローズド部門の同一車両による参加人数は制限しない。

第15条 参加申し込み及び受付  
1. 参加申込  
所定の参加申込書に必要事項を記入、署名捺印のうえ参加  
料と共に現金書留で大会事務局まで郵送をすること。  
2. 参加受付期間  
11月14日～11月29日（金曜・必着）とする。  
3. 参加料  
公認部門 1エントリー（1名）15,000円  
クローズド部門 1エントリー（1名）10,000円  
4. 大会事務局（参加申し込み先）  
〒192-0355 東京都八王子市堀之内 3-21-9  
C C C R事務局  
TEL 042-676-8861 FAX 042-676-2574  
E-MAIL info@cccr.jp

5. 参加受理及び拒否  
参加受理は、参加受理書の郵送をもって通知する。  
尚、オーガナイザーは、理由を明示することなく、参加を  
拒否する権限を有する。この場合の参加料は申込者に返金  
する。（不受理及び参加受付期間の参加取消しは、事務手  
数料2,000円を差し引いて返金される。）  
ただし、参加受理書発送後の参加取り消しは返金されない。  
6. 招待選手と大学生割引  
2019年のJMRC関東シリーズで各クラスのシリーズチャン  
ピオンは招待選手とし参加料が免除される。また、30歳  
未満の大学生を対象とし、参加申込時に学生証のコピーを  
添付した場合に限り2,000円を割引く事とする。

第16条 タイムスケジュール  
ゲートオープン 6:30  
参加確認受付 6:40～7:15  
車両検査 6:50～7:45  
ウォーミングアップ走行 7:00～7:50  
ブリーフィング受付 7:50～8:00  
ドライバーズブリーフィング 8:00～8:20  
（2019年の各クラスシリーズチャンピオン表彰式を含む）  
競技コースオープン 8:20～9:05  
第1ヒート 9:20（予定）～  
第2ヒート 第1ヒート終了50分後  
表彰式 第2ヒート終了30分後予定

## 第17条 スタート

1. スタート方法は、ランニングスタートとする。
2. スタート合図は、日章旗を使用する。

## 第18条 計 時

1. 計測は、競技車両が最初のコントロールラインを横切った時に開始、最終のコントロールラインを横切った時に終了する。
2. 計時は、自動計測機器を使用する。1/100秒計測。万が一に主計時の自動計時機器に故障等が生じた場合に限り副計時の計測結果を成績とする。
3. コース内マーカーを設定した場合、接触してマーカーが転倒又は移動した場合、1本5秒のペナルティーを加算する。

## 第19条 信号合図

日章旗…スタート合図  
赤旗…直ちに停車せよ  
黒旗…ミスコース  
黄旗…パイロン移動、転倒または脱輪  
緑旗…コースクリアー  
チェッカー旗…ゴールイン

## 第20条 成績の決定

1. 走行は2回行い、ベストタイムの好記録順に上位とする。
2. ベストタイムが同じ場合は次の順で上位を決定する。
  - ①セカンドタイムの好記録順
  - ②気筒容積の小さい順
  - ③競技会審査委員会の決定による順

## 第21条 成績無効

1. スタート合図後10秒経過してもスタートしない場合は、当該ヒートを無効とする。
2. コース委員の信号合図の無視は、当該ヒートを無効とする。
3. スタート後に他の人の援助を受けて走行した場合、当該ヒートは無効とする。

## 第22条 失格規定

次の行為をした場合、参加者及び競技運転者は、その競技会を失格とする。

1. 競技役員の重要な指示に従わなかった場合。
2. 不正行為をした場合。
3. コースアウト等で、当人以上の人及び物に損害を与えた場合。
4. 車両検査後、車両保管までの間に、技術委員の承認を得ずに競技車両を変更、改造した場合。
5. 競技長の承認を得ず車両検査後に競技車両を場外へ出した場合。
6. 本年度JAF国内競技車両規則に違反した場合。
7. 1回目のトライアル中、走行が危険であると判定された車両は2回目のトライアルの出走を認めない。尚これに関する抗議は一切受付けない。

## 第23条 車両の変更

車両の変更は、正式受理後は原則として認めないが、参加車両にやむを得ない事情がある場合、同一部門、同一クラスに限り参加確認受付終了までに申請が有れば、競技会審査委員会の承認を得て変更ができる。

## 第24条 ゼッケン等

1. 2019年度のJMRC関東シード選手は指定のシードゼッケンを各自で用意し貼付するものとする。
2. 参加車両は公式車両検査までにオーガナイザーが指示したゼッケンを所定箇所貼付しなくてはならない。

## 第25条 車両検査

1. 車両検査は、指定された時間に受けなくてはならない。車検を拒否した者の出走は認めない。
2. 技術委員長は、不相当と判断した箇所については修正を命ずる。事が出来る。修正を命じられた車両は修正後に再車検を受けなければならない。
3. 車検終了後は、タイヤの交換、プラグ交換等の軽微な作業を除き変更及び交換作業は、技術委員長の承認を得なければならない。
4. 技術委員長は、車両検査時間外であっても必要に応じて車検を実施する事が出来る。
5. 競技終了後に入賞車両の再検査を行う。この場合の分解、組み付け、必要な工具、部品等の経費は、参加者の負担とする。
6. 再車検を拒否した者は、失格とする。

## 第26条 ウォーミングアップ走行及び競技コース

1. ウォーミングアップ走行は行わない。指定時間に徒歩による競技コースの確認が出来る(慣熟歩行)。
2. 競技会コースは競技会当日の発表を最終とする。
3. 全クラス同一の競技コースとする。
4. 競技コースに散水する場合があるが降雨扱いとする。

## 第27条 抗議

1. 参加者及び競技運転者は自分が不当に処遇されていると判断した場合、これに対して抗議することが出来る。但し、本特別規則に規定された参加拒否及び審判員の判定に対しての抗議は受け付けられない。
2. 抗議を行う時は必ず書面により理由を明記、抗議料として1件につき20,900円を添え競技長に提出しなければならない。
3. 競技会審査委員会の裁定結果は、当事者に口頭で伝えられる。
4. 抗議料は、抗議が成立した場合のみ返還される。
5. 車両の分解検査に要した費用は、その抗議が不成立の場合は、抗議提出者、成立した場合には抗議対象者が支払わなければならない。この際、車両の分解等に要した費用は技術委員長が算定する。
6. コース委員の判定及び計時装置に関する抗議は受付けない。

## 第28条 抗議の時間制限

1. 技術委員の決定に対する抗議は、決定直後に提出しなければならない。
2. 競技中の過失又は、反則に対する抗議は、その競技の終了後30分以内とする。
3. 競技の成績に関する抗議は、その暫定結果発表後30分以内とする。
4. その他の抗議の時間制限については国内競技規則に準拠する。

## 第29条 損害の補償

1. 参加者及び競技運転者は参加車両及びその付属品が破損、紛失、盗難等の場合、理由の如何に問わず、責任は各自が負わなければならない。
2. 参加者、競技運転者、ヘルパー、ゲストはJAF及びオーガナイザーの大会役員、競技会役員が一切の損害補償の責任を免除されていることを了承していなければならない。即ち、大会役員、競技役員がその職務に最善を尽すことはもちろんであるが、もしその職務遂行によっておきたものであっても、参加者、競技運転者、ヘルパー、ゲスト、観客、大会関係者の死亡、負傷、車両損害に対しては一切の損害賠償責任を負わないものとする。

## 第30条 競技会の延期、中止または短縮

1. 保安上または不可抗力による特別の事情のある時は、競技会審査委員会の決定によって競技会の延期、中止又は走行距離、競技回数を変更、又は短縮することができる。
2. 競技会の延期又は中止の場合には参加料は返還される。但し、天災地変の場合はこの限りではない。

## 第31条 参加者及び競技運転者の遵守事項

次の事項を守らない参加者及び競技運転者は、その競技会を失格とする。

1. 全ての参加者は本特別規則書に記載されている契約の事項に従い、明朗かつ公平に行動し、言動を慎み、スポーツマンシップにのっとったマナーを保たなければならない。
2. 競技中、又は競技に係る業務についている時は薬品などによって精神状態をつくろったり飲酒してはならず、許された場所以外で喫煙してはならない。
3. オーガナイザーや大会後援者、競技会審査委員会の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。
4. パドック内は全て10km/h以下で走行し、いかなる場合においてもブレーキテストや極端な空吹しは厳禁とする。
5. ウォーミングアップ走行含み、競技中はヘルメット、安全ベルト、レーシンググローブを着用すること。
6. 競技用ヘルメットはJAF国内競技車両規則付則の「スピード行車競技用ヘルメットに関する指導要綱」を参照すること。
7. ウォーミングアップ走行を含み、競技走行中は運転席側の窓は全閉にすること。
8. エンジン始動中のジャッキアップは、リジットジャッキ(通称ウマ)を用いドライバー又はメカニックが乗車すること。

## 第32条 保 険

1. 競技運転者は本競技会に有効な傷害保険(共済制度を含む)等に加入すること。

## 第33条 賞 典

1. 公認部門の各クラス1位～3位にJAFメダル。(全クラス1位～6位迄を順位賞として表彰する。)
2. 地区対抗賞を設定する。1位(賞金10万円)2位(賞金5万円)3位(賞金3万円)4位～6位(賞品)。

## 第34条 本規則の解釈及び違反

1. 本特別規則及び競技に関する諸規則(公式通知を含む)の解釈に疑問が生じた場合は、競技会審査委員会の決定を最終とする。
2. 本特別規則に対する違反の罰則は、競技会審査委員会が決定する。

## 第35条 本規則の施行及び記載されていない事項

1. 本特別規則は、本競技会に適用されるもので、本競技会の参加申込み受付開始と同時に有効となる。
2. 本特別規則書に記載されていない事項については、JAF国内競技規則及びFIA国際モータースポーツ競技規則に準拠する。
3. 本規則発行後、JAFにおいて決定された事項は全ての規則に優先する。

以上、 大会組織委員会